

# 中区地域づくりアドバイザー等派遣要綱

制 定 令和5年5月18日中地振第260号（区長決裁）  
最近改正 令和7年3月21日中地振第1591号（区長決裁）

## （目的）

第1条 この要綱は、中区内における地域の課題解決や魅力づくりの活動に主体的に取り組む団体を支援するため、専門的な立場から助言を行うアドバイザー等の派遣について、必要な事項を定める。

## （派遣対象の取組）

第2条 アドバイザー等派遣の対象は、第1条に定めた、地域の課題解決や魅力づくりの活動を支援するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する活動は対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の個人及び団体のみが利益を受ける活動
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的とした活動
- (3) 特定の事業者等に要望等を行う活動又は特定の事業者等に反対を掲げる活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 団体の親睦等に関する活動
- (6) その他派遣することが適当でないと区長が認める活動

## （派遣対象団体）

第3条 アドバイザー等派遣を受けることができる団体は、中区地区連合町内会、自治会町内会、または、これらが関わる協議会等の組織とする。

## （派遣時間等の上限）

第4条 アドバイザー等派遣の時間は、延べ6時間以内とする。

2 第1項には、打合せ時間を含めない。

## （派遣申請）

第5条 アドバイザー等派遣を受けようとする者（以下、申請者という。）は、「中区地域づくりアドバイザー等派遣申請書（第1号様式）」を区長に提出しなければならない。

## （派遣決定）

第6条 区長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等により、派遣の目的及び内容を審査し、適正であると認めたときは、当該年度の予算の範囲内で速やかに派遣決定をするものとする。

2 区長は、前項の派遣の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに「中区地域づくりアド

バイザー等派遣決定通知書（第2号様式）」を交付するものとする。

- 3 区長は、第1項の審査結果により、派遣しないことと決定したときは、前条の申請者に対し、速やかにその旨を「中区地域づくりアドバイザー等非派遣決定通知書（第3号様式）」で通知するものとする。

(派遣の変更・中止または廃止)

第7条 申請者は、派遣決定の通知を受けた後において、アドバイザー等派遣の活動の変更、中止または廃止するときは、「中区地域づくりアドバイザー等派遣変更・中止申請書（第4号様式）」を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、「中区地域づくりアドバイザー等派遣変更・中止申請書（第4号様式）」を受理後、その内容を審査し適当と認めた場合は、「中区地域づくりアドバイザー等派遣変更・中止申請承認書（第5号様式）」により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 アドバイザー等派遣を受けた申請者は、派遣終了から30日後の日または当該年度の3月31日のいずれか早く到来する日までに、「中区地域づくりアドバイザー等派遣実績報告書（第6号様式）」により、区長に報告を完了しなければならない。

- 2 区長は、前項の実績報告書が提出されたときは、申請者にその内容を確認し、適正と判断した場合、速やかに謝金支払手続きを行うものとする。

(謝金支払)

第9条 アドバイザー等は、区長に口座振込依頼書（第7号様式）を提出し、謝金請求手続きをするものとする。

- 2 区長は、前項の口座振込依頼書を受理したときは、速やかに謝金を支払うものとする。  
3 謝金の基準は、「別表1 講師謝金支払基準」とする。  
4 前項の定めに関わらず、講師から申し出のあった金額が、前項の支払基準額以下の場合は、申し出のあった金額とする。  
5 派遣時間に1時間未満の端数が生じる場合は、30分以下のときは謝金単価の半額とし、30分を超えるときは1時間とすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー等派遣に関する必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

## 講師謝金支払基準

区分	教育職員	民間企業等	官公庁職員	その他	謝金単価(円)
A	学長 学部長 教授	役員級	局長・理事相 当職	全国的に活躍し ている者	15,000
B	准教授 専任講師	部長・課長相 当職	部長・課長相 当職	県域で活躍して いる者	12,000
C	講師 助教授 助手 研究員	係長相当職 一般職員	係長相当職 一般職員	地域で活躍して いる者	8,000

## 【補足】

- (1) 謝金単価は、1時間あたりの税込の額とする。
- (2) 各区分の役職は、本市の役職に相当する区分とする。

第1号様式（第5条）

年　月　日

(申請先)

横浜市中区長

申請者 団体名  
所在地  
代表者職・氏名

### 中区地域づくりアドバイザー等派遣申請書

中区地域づくりアドバイザー等派遣要綱に定めるアドバイザー等派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 派遣希望日時
- 2 派遣場所
- 3 派遣対象の活動
- 4 アドバイザーへの依頼内容
- 5 派遣を希望するアドバイザー氏名及び講師選定理由（任意）  
(氏名)  
(講師選定理由)

(報酬金額)

※ 単価 × 時間 = 総額（税込み）

※ 派遣時間が1時間未満の端数が生じる場合は、30分以下のときは謝金単価の半額とし、30分を超えるときは1時間とすることができます。

第2号様式（第6条第2項）

中地振第  
年 月 号  
日

（申請者）

様

横浜市中区長

## 中区地域づくりアドバイザー等派遣決定通知書

年 月 日に申請のありました、中区地域づくりアドバイザー等派遣について、派遣を決定したので通知します。

1 派遣日時

2 派遣場所

3 アドバイザーネ名

4 派遣条件

5 報酬金額

※ 単価 × 時間 = 総額（税込み）

担当

電話

第3号様式（第6条第3項）

中地振第　　号  
年　　月　　日

申請者  
様

横浜市中区長

中区地域づくりアドバイザー等非派遣決定通知書

年　月　日に申請のありました中区地域づくりアドバイザーについては派遣しないことと決定しましたので通知します。

非派遣の理由

担当  
電話

第4号様式（第7条）

年　月　日

(申請先)

横浜市中区長

申請者 団体名  
所在地  
代表者職・氏名

中区地域づくりアドバイザー等派遣変更・中止申請書

年 月 日中地振第 号により決定通知のありました地域づくりアドバイザー等派遣に係る活動について、次のとおり変更・中止したいので申請します。

1 変更・中止の内容

2 変更・中止の理由

第5号様式（第7条第2項）

中地振第 号  
年 月 日

申請者

様

横浜市中区長

中区地域づくりアドバイザー等派遣変更・中止承認通知書

年 月 日に決定した中区地域づくりアドバイザー等派遣について、年 月日付で提出されたアドバイザー等派遣の派遣変更・中止を承認しましたので通知します。

承認内容

第6号様式（第8条）

年 月 日

(報告先)

横浜市中区長

報告者 団体名  
所在地  
代表者職・氏名

中区地域づくりアドバイザー等派遣実績報告書

年 月 日 中地振第 号により派遣決定通知のありました中区地域づくりアドバイザー等派遣について、次のとおり報告します。

アドバイザー氏名	
1 実施内容（日時・場所・出席人数）	
2 その他	

※ 配布資料や写真、議事録等を添付してください

第7号様式（第9条）

口座振込依頼書

年　月　日

(申出先)

中　区　長

住　所

氏　名

電話番号

中区地域づくりアドバイザー等派遣決定通知書（年　月　日中地振第　号）により決定を受けたアドバイザー等派遣にかかる謝金については、下記の口座にお振り込みください。

(振込先)

金融機関名	種目	口座番号						
銀行 金庫 組合	本店 支店 支所	1 普通預金 2 当座預金						
フリガナ								
口座名義人								

(注意)

- 1 口座は必ずご本人名義の口座を指定してください。